

「死亡を原因とした給付」  
遺族基礎年金 未支給年金 死亡一時金・寡婦年金  
業務支援ツールの使い方

CHAPTER タイトル ♪～

死亡を原因とした給付

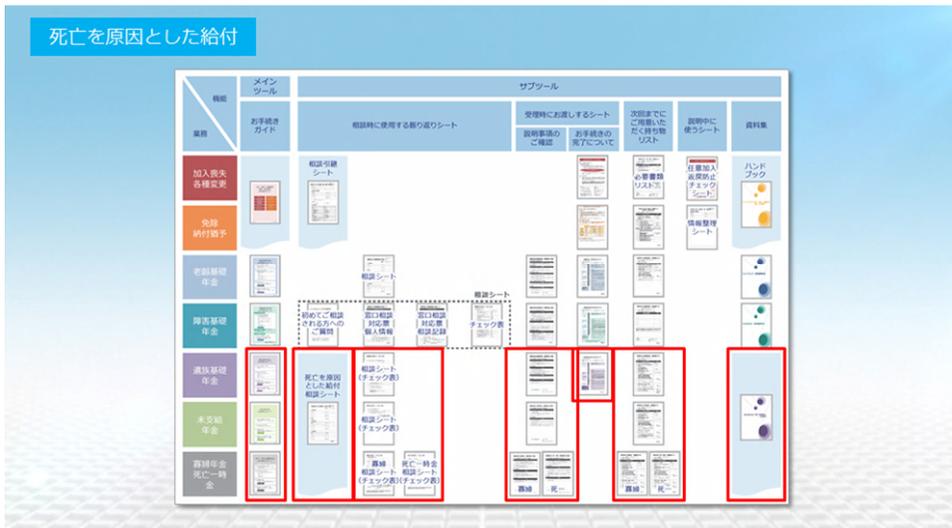
The image shows a woman in a blue business suit standing between three digital screens. The screens display guides for different types of benefits:

- 遺族基礎年金 お手続きガイド** (Survivor's Family Basic Pension Application Guide): Includes steps like '手続きに必要な要件などの確認' (Check required conditions), '年金の受取り内容の確認' (Check payment details), '請求書類のご準備' (Prepare documents), and '請求書類のご提出と審査申請のご確認' (Submit documents and check application).
- 未支給年金 お手続きガイド** (Unpaid Pension Application Guide): Includes steps like '手続きに必要な要件などの確認' (Check required conditions), '年金の受取り内容の確認' (Check payment details), '請求書類のご準備' (Prepare documents), and '請求書類のご提出と審査申請のご確認' (Submit documents and check application).
- 死亡一時金・寡婦年金 お手続きガイド** (Death Lump Sum and Widow's Pension Application Guide): Includes steps like '手続きに必要な要件などの確認' (Check required conditions), '年金の受取り内容の確認' (Check payment details), '請求書類のご準備' (Prepare documents), and '請求書類のご提出と審査申請のご確認' (Submit documents and check application).

ナビゲーター 永年美結 (Navigator: Eternally Beautiful)

MC :

これから、「死亡を原因とした給付」に関する業務支援ツールについて説明していきます。死亡を原因とした給付には、遺族基礎年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金があり、それぞれに対応した業務支援ツールが用意されています。



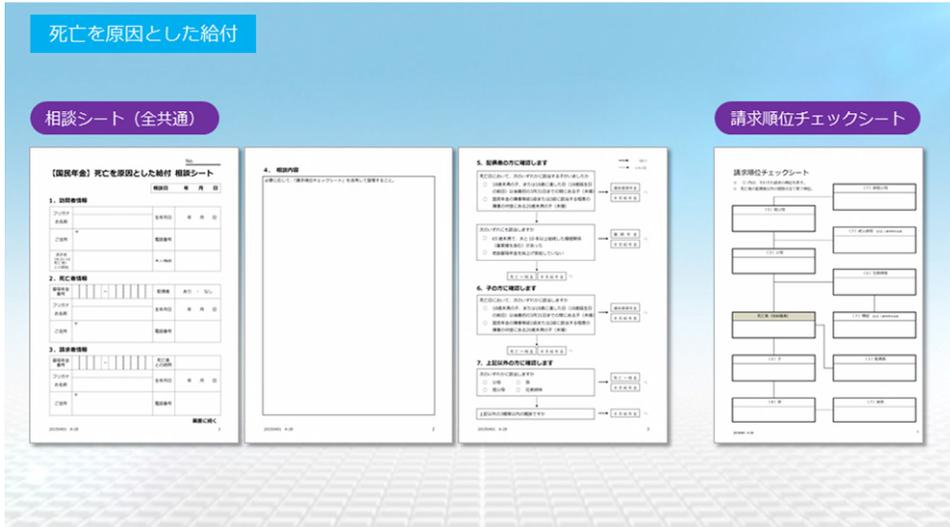
MC : 「死亡を原因とした給付」に関する業務支援ツールには、

- 「お手続きガイド」
- 「死亡を原因とした給付 相談シート」
- 「相談シート (チェック表)」
- 「説明事項のご確認」
- 「お手続きの完了について」
- 「必要書類リスト」
- 「ハンドブック」

がありますので、まずはこれらのツールについて順番に確認していきましょう。

MC : (お手続きガイド)  
 「死亡を原因とした給付」のお手続きガイドは、「遺族基礎年金のお手続きガイド」「未支給年金のお手続きガイド」「死亡一時金・寡婦年金のお手続きガイド」に分かれています。それぞれのお手続きガイドは、来訪目的を確認するときにお見せする「お手続きガイド (表紙)」、受給要件の確認や受給内容の案内、請求のための手続きと必要書類について具体的に説明するための各「お手続きカード」、そして、請求書などの記入例や必要書類の見本などで構成されています。

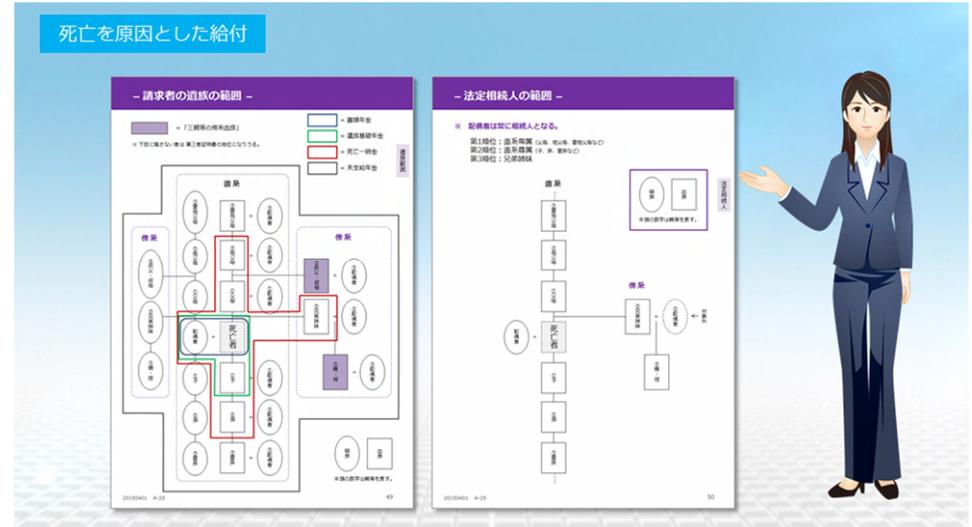
それぞれのカードは、来訪者のニーズにあわせて個別に提示し案内することを想定しており、窓口業務の経験が少ない担当者でもわかりやすく円滑に案内できるように工夫されています。



MC : (死亡を原因とした給付 相談シート (全共通))  
 死亡を原因とした給付に関して共通して用いるこの相談シートは、亡くなった方の遺族が来訪した場合に、死亡を原因とした給付、つまり、遺族基礎年金、未支給年金、死亡一時金、または寡婦年金のいずれかを受け取れる可能性があるかどうか最初に判断するためのツールです。

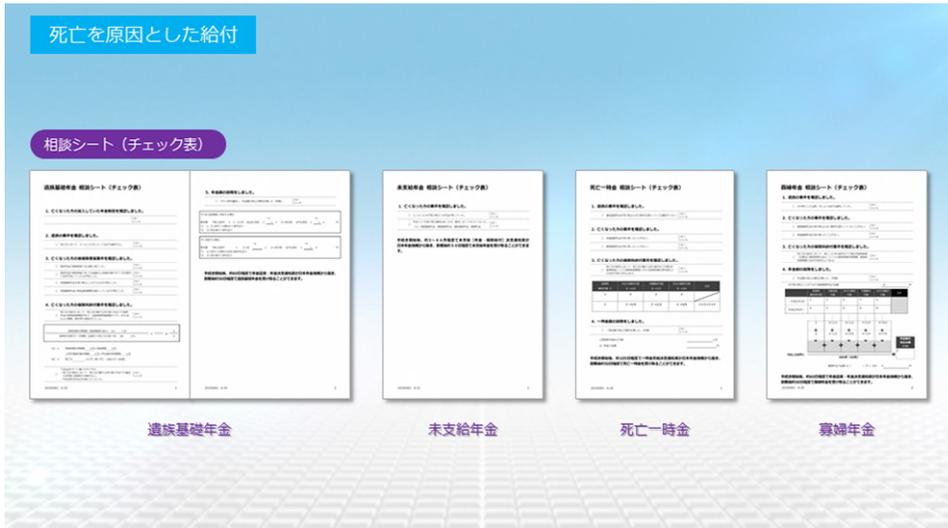
来訪者が、亡くなった方の配偶者、子、またはそれ以外の3親等以内の親族であった場合に、この相談シートや「請求順位チェックシート」を用いて情報を整理し、その方が受け取れる可能性のある年金の種類を絞り込みます。亡くなった方との続柄によって請求できる年金の種類が異なりますので、次に説明するお手続きカード「遺族（請求者）の範囲」を参考にしてください。

実際に年金を受け取れるかどうか具体的な要件の判定は、それぞれの年金（または一時金）ごとに用意された「相談シート（チェック表）」を用いて行ってください。



MC : (遺族（請求者）の範囲／法定相続人の範囲)  
 死亡を原因とした給付の各お手続きガイド巻末には、それらの給付を請求できる遺族の範囲が掲載されています。さきほど説明した相談シートとあわせて、来訪者が請求できる可能性のある年金の種類を確認する際に活用してください。また、法定相続人の範囲についても掲載しており、年金を請求できる遺族の範囲との違いが説明できるようになっています。

なお、亡くなった方と3親等の傍系血族である叔父・叔母または甥・姪とが内縁関係にあった場合、原則として事実婚関係は認められませんが、内縁関係がおおむね40年程度以上の長期間にわたって安定的に継続されてきたことなど一定の要件を満たす場合には、例外的に事実婚関係が認められる可能性があることを知っておくとよいでしょう。



MC : (相談シート (チェック表))

「相談シート (チェック表)」は、死亡を原因とした給付を受けられる可能性のある方について、より具体的に要件への当てはめを行うためのツールです。このシートは、年金請求書を提出するまでに確認する必要がある項目を記載しています。これらの項目についてチェックに漏れないように注意してください。



MC : (説明事項のご確認)

「説明事項のご確認」は、手続き完了時、説明すべき重要事項について来訪者と一緒に確認するためツールです。チェックを入れながら1つずつ確認してください。このシートには来訪者の同意を得たうえで確認のサインを受領することを推奨しています。

死亡を原因とした給付

遺族基礎年金のお手続きの完了について

MC : (お手続きの完了について)

「お手続きの完了について」は、遺族基礎年金にのみ用意されており、請求手続きが完了した方へ請求後年金を受け取るまでの流れを説明する際に使用します。また、遺族基礎年金を受けている方や年金の加算金額の対象となっている「子」が亡くなったり婚姻をしたりしたときなど請求手続き後の状況に変化が生じた場合は、市町村窓口または年金事務所へ連絡していただく必要があることが記載されています。

死亡を原因とした給付

必要書類リスト

MC : (必要書類リスト)

必要書類リストは、手続きが完了しなかった場合に、次回来訪時または郵送等でご用意いただきたい資料を取りまとめたものです。このリストにチェックを入れて来訪者にお持ち帰りいただくことで、被保険者・受給者からの窓口への問い合わせを減らし事務の円滑化を図ります。

「説明事項のご確認」、「お手続きの完了について」、および「必要書類リスト」については、どれもお持ち帰りいただくことを想定しています。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

お手続きガイド (表紙)

遺族基礎年金 お手続きガイド

お手続きに必要な条件などの確認

お手続きに必要な書類などの確認

年金の受取り内容の確認

請求書類の準備

請求書類の提出と遺族基礎年金の受取り

お手続きカード (表紙)

遺族基礎年金 お手続きカード

お手続きに必要な条件などの確認

年金の受取り内容の確認

請求書類の準備

請求書類の提出と遺族基礎年金の受取り



MC : (お手続きガイド)

ここからは、「遺族基礎年金」「未支給年金」「死亡一時金・寡婦年金」の各「お手続きガイド」について具体的に説明していきます。まず、遺族基礎年金の「お手続きガイド」について見ていきましょう。

遺族基礎年金のお手続きガイドには No.1から No.13のお手続きカードが含まれており、受給要件や手続きなどについて具体的な説明を行うことができます。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

No.1-1 年金を受け取るための3つの要件

遺族の要件

1. 子のある配偶者 (※)

2. 子

3. 死亡した方の被保険者等要件

No.1-2 年金を受け取るための3つの要件

亡くなった方の保険料納付要件

死亡した日の属する月の属する月 (※1) まで遺族年金の保険料納付がなされたこと、3分の2以上の期間、納付額が免除されたこと。

死亡した日の属する月の属する月 (※2)

死亡した日の属する月の属する月 (※3)



MC : (No.1 年金を受け取るための3つの要件)

No.1のお手続きカードは、遺族基礎年金を受け取るための3つの要件、つまり、「遺族の要件」「亡くなった方の被保険者等要件」および「亡くなった方の保険料納付要件」について概略を説明しています。亡くなった方の遺族が、遺族基礎年金を受け取ることができる可能性があるかどうかをこのカードを使って説明してください。これらの要件に該当しそうな場合は、No.2～No.4のカードを使って具体的に確認していきます。

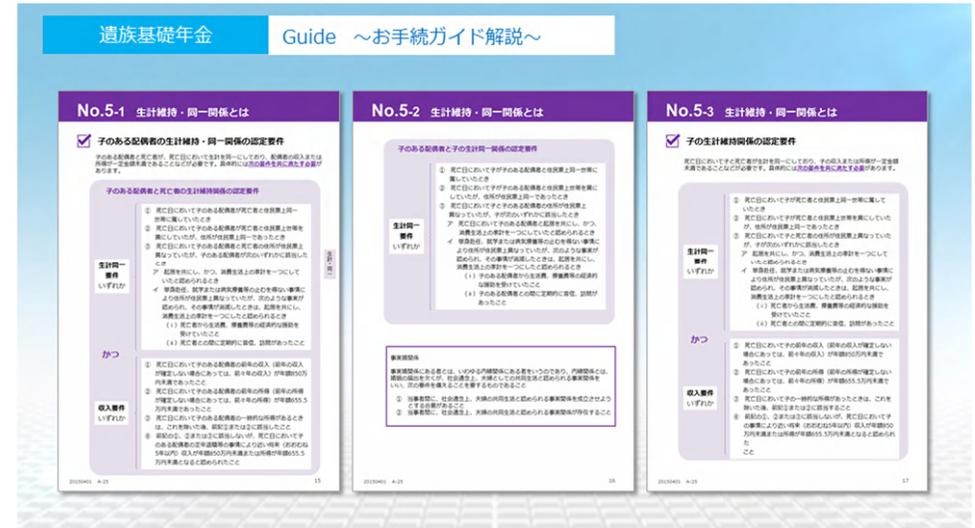




MC : (No.4 亡くなった方の保険料納付要件)

No.4のカードは、亡くなった方の保険料納付要件について説明しています。原則である3分の2以上の納付要件と特例である直近1年間に未納がないという要件の2つについて、具体例を示した図を用いて説明することができます。保険料納付要件を満たさない場合など、具体的な説明が必要なときにこのカードを使用してください。

死亡日の前日における納付状況に基づいて納付要件を判定するため、死亡日以後に保険料の納付や免除申請をしても納付要件の判定対象とならないことを説明してください。



MC : (No.5 生計維持・同一関係とは)

No.5のカードは、生計維持・生計同一関係の認定要件について説明しています。子のある配偶者または子と死亡者の生計維持・同一関係の認定要件について、および子のある配偶者と子の生計同一関係の認定要件について記載しています。

子のある配偶者と死亡者、子と死亡者の関係においては生計同一要件と収入要件のどちらも満たす必要があることを説明してください。死亡の当時、死亡者と遺族が別居していた場合には、申立書の提出に加えて事実婚関係・生計同一関係を証明する書類や第三者証明が必要であることを案内してください。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.6-1 いくら？ - 年金額の計算 -**

子のいる配偶者が受け取れる年金額（平成27年度の額）

基本額（年額）780,100円 + 子の加算額

※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を受け取れます。

<子の加算額>

子の人数	基本額	加算額	年額（月額）
1人	780,100円	224,500円	1,004,600円（83,716円）
2人	780,100円	449,000円	1,229,100円（102,425円）
3人	780,100円	523,800円	1,303,900円（108,658円）
4人以上	780,100円	74,800円	1人につき74,800円が加算

※ この場合、配偶者は年間で780,100円 + 523,800円 + 1,303,900円を受け取ることになります。

**No.6-2 いくら？ - 年金額の計算 -**

子が受け取れる年金額（平成27年度の額）

基本額（年額）780,100円 + 子の加算額

※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を受け取ります。

<子の加算額>

子の人数	基本額	加算額	1人あたりの額（月額）
1人	780,100円	224,500円	780,100円（65,008円）
2人	780,100円	449,000円	922,300円（76,858円）
3人	780,100円	523,800円	939,800円（78,317円）
4人以上	780,100円	74,800円	1人につき74,800円が加算

※ この場合、子はそれぞれ月額で（780,100円 + 224,500円） ÷ 3 = 350,867円を受け取ることになります。



MC：(No.6 いくら？ - 年金額の計算 -)

No.6のカードは、子のいる配偶者または子が受け取れる年金額について記載しています。基本額に子の人数に応じた加算額が加算されますが、保険料納付済期間とは関係なく一定額となります。

子のいる配偶者が受け取る場合は配偶者が加算を含めた遺族基礎年金の全額を受け取り、子が受け取る場合は全額を子の人数で割った額をそれぞれの子が受け取ります。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.7-1 いつから受け取れる？**

いつからいつまで受け取れるのか

亡くなった方の死亡の日のある月の翌月分から開始され、権利が満了した月まで受け取ることができます。

例：死亡日が4月20日の場合  
5月分からの加算となります。

4月 5月以降  
▲ 4/20 翌月分から始まり 権利が満了

※1 喪失者が開始された場合は喪失が停止した日のある月の翌月分からの加算が開始され、権利が満了した月まで受け取ることができます。

※2 喪失者が開始された場合は喪失が停止した日のある月の翌月分からの加算が開始され、権利が満了した月まで受け取ることができます。

**No.7-2 いつから受け取れる？**

いつから入金されるか

<最初の入金>

- ・最初の支払は、喪失月または喪失月の15日（または前営業日）に入金されます。
- ・最初に受け取れるのは、受取開始月から遡って偶数月の毎月分までです。
- ・例：喪失月が5月に発生し、最初の入金が発生する場合は

5月 6月 7月 8月 9月  
▲ 9/15  
受給権発生日 受取り開始月 年金証書受領 遡上の偶数月 入金

<通常の入金>

8月 9月 10月  
▲ 10/15  
入金



MC：(No.7 いつから受け取れる？)

No.7のカードは、年金をいつから受け取れるか、実際にいつ入金されるか説明しています。いつまで受け取れるかについては No.9のお手続きカードを参照してください。

通常の入金は偶数月の15日（または前営業日）となりますが、最初の入金は奇数月となる場合があることに留意してください。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.8-1 支給が停止される場合**

子のある配偶者の支給が停止される場合とは

遺族基礎年金は、亡くなられた方の配偶者の状況の変化により、支給が停止されます。

- 1 子のある配偶者が1年以上所在不明で、その子が支給停止の申請を行ったとき
- 2 子のある配偶者が自らの意思で支給停止の申請を行ったとき (図3)
- 3 子のある配偶者が労働基準法による遺族補償を受けられるとき

(図3) 死亡者(配偶者)と子の関係

(図4) 死亡者 → ①子のある配偶者 → ②子

**No.8-2 支給が停止される場合**

子の支給が停止される場合とは

遺族基礎年金は、亡くなられた方の子の状況の変化により、支給が停止されます。

- 1 子のある配偶者が労働基準法であるとき (図4)
- 2 子の父または母と生計を同一にしているとき (図5)
- 3 子が1年以上所在不明で、他の子が支給停止の申請を行ったとき
- 4 子が自らの意思で支給停止の申請を行ったとき

(図5) 死亡者 → (元)配偶者 → 子



MC : (No.8 支給が停止される場合)

No.8のカードは、亡くなられた方の配偶者または子の状況の変化によって、支給が停止される場合について記載しています。ここに記載された状況に該当する場合には遺族基礎年金の支給が停止されます。

特に、子のある配偶者が受給権者であるとき、および子がその父または母と生計を同一にしているときは、子の支給が停止されることを説明してください。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.9-1 いつまで受け取れる?**

子のある配偶者

遺族基礎年金は、亡くなられた方の配偶者の状況の変化により受け取れなくなります。また、子の状況の変化に応じて、その翌月から加算額が改定されます。

**配偶者の状況** ▶ 下記の状況のいずれかに該当したときは、その翌月から年金が受け取れなくなります。

- 1 子が1年以上所在不明で、その子が支給停止の申請を行ったとき
- 2 子が労働基準法によって支給停止の申請を行ったとき
- 3 子が労働基準法による遺族補償を受けられるとき (図3)
- 4 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図4)
- 5 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図5)
- 6 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図6)
- 7 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図7)
- 8 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図8)
- 9 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図9)
- 10 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図10)
- 11 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図11)
- 12 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図12)
- 13 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図13)
- 14 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図14)
- 15 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図15)
- 16 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図16)
- 17 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図17)
- 18 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図18)
- 19 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図19)
- 20 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき (図20)

(図3) 死亡者(配偶者)と子の関係

(図4) 死亡者 → ①子のある配偶者 → ②子

子

遺族基礎年金は、亡くなられた方の子の状況の変化により受け取れなくなります。また、子の状況の変化に応じて、その翌月から加算額が改定されます。

- 1 亡くなったとき
- 2 障害をしたとき
- 3 働きなくなったとき (遺族補償または労働基準法による支給停止になったときを除く)
- 4 労働によって、亡くなった方がなくなったとき
- 5 労働基準法による遺族補償を受けられるとき (1級、2級の障害のある子が労働基準法による遺族補償を受けられるとき)
- 6 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき
- 7 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき
- 8 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき
- 9 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき
- 10 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき
- 11 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき
- 12 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき
- 13 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき
- 14 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき
- 15 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき
- 16 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき
- 17 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき
- 18 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき
- 19 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき
- 20 労働基準法による遺族補償を受けられる配偶者の子が、1級、2級の障害の状態になったとき

(図5) 死亡者 → (元)配偶者 → 子



MC : (No.9 いつまで受け取れる?)

No.9のカードは、子のある配偶者または子の状況の変化によって遺族基礎年金を受け取れなくなる場合について記載しています。また、子のある配偶者は子の状況の変化に応じて加算額が改定されることも説明が必要です。

すべての子が加算の対象でなくなったときに、子のある配偶者は年金が受け取れなくなることを説明してください。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.10-1 死亡の推定と失踪宣告**

死亡の推定

船舶が沈没したり航空機が墜落したりして行方不明となった方が死亡したものと推定された場合は、その船舶または航空機の沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった日に、その日は、死亡したものと推定されます。

**要件判定日**

	死亡の推定	普通失踪	特別失踪
遺族の要件（生計維持関係含む）		行方不明日	
亡くなった方の被保険者等要件		行方不明日	
亡くなった方の保険料納付要件	行方不明日		
身分関係		失踪宣告日	危険が去った日
年齢			
障害状態			

**No.10-2 死亡の推定と失踪宣告**

失踪宣告

普通失踪  
行方不明から7年が経過した日付死亡とみなされます。

特別失踪  
7年未満



MC : (No.10 死亡の推定と失踪宣告)

No.10のカードは、死亡の推定および失踪宣告の取扱いについて説明しています。船舶が沈没したり航空機が墜落したりして行方不明となった方が死亡したものと推定された場合、および何らかの事情で行方不明となった方が失踪宣告を受けた場合の受給権発生日や受給要件等の判定日について記載されています。

「死亡の推定」と「普通失踪」または「特別失踪」とでは、それぞれ要件判定日が異なることに注意してください。

遺族基礎年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.11-1 交通事故等による死亡の場合の支給停止期間**

損害賠償を受けた場合は、年金が一定期間受け取れなくなります。

受け取れなくなるケース

年金支給の停止は、事故発生日からです。

1. 損害賠償を受け取り後に遺族基礎年金の受取りが開始した場合  
支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。

2. 遺族基礎年金の受取りが開始した後に、損害賠償を受け取った場合  
損害賠償を受け取り開始から支給再開の日まで年金支給が停止されます。その後、この期間が経過するまで年金の半額が支給されます。

支給停止される金額

損害賠償のうち、主たる原因に帰する金額のみが対象です。慰謝料、雑費などは対象外です。



MC : (No.11 交通事故等による死亡の場合の支給停止期間)

No.11のカードは、交通事故等による事故で死亡した場合に損害賠償を受けたときの支給停止について説明しています。損害賠償を受けたときは、年金が一定期間受け取れなくなる場合があることを説明してください。





MC : (請求書等記入例)

お手続きガイドの後半には、請求書等の記入例や必要書類の見本が掲載されています。提出いただく書類について案内する際に使用してください。



MC :

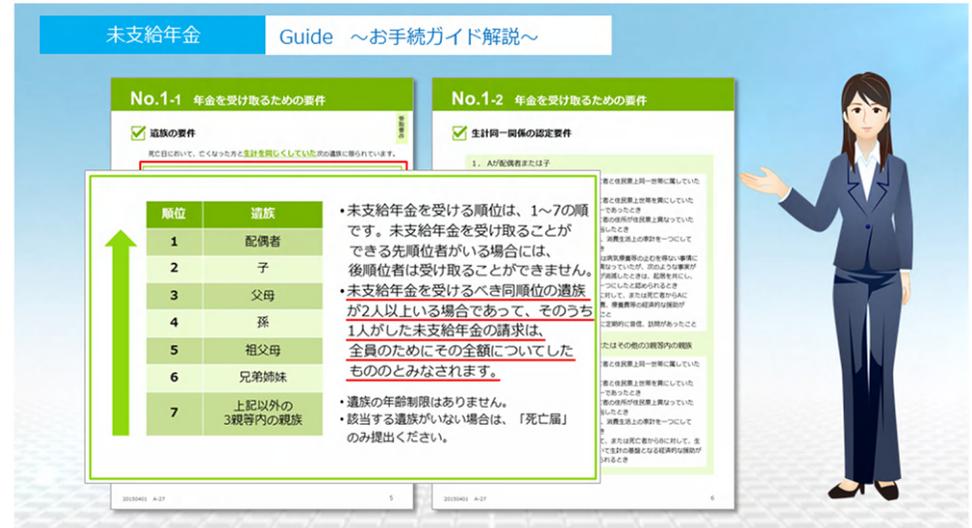
その他、巻末には年齢早見表や年金請求窓口の案内などが掲載されています。

亡くなった方の、亡くなった日における被保険者区分によって請求窓口が異なります。第2号被保険者または第3号被保険者であった方が亡くなった場合や遺族厚生年金の受給要件に該当する場合には、年金請求窓口は年金事務所となります。



MC :  
 ここまでは、「遺族基礎年金 お手続きガイド」について内容を確認してきました。

次は、「未支給年金 お手続きガイド」の具体的な内容を見ていきましょう。未支給年金のお手続きガイドは、No.1から No.3のお手続きカードと請求書等記入例などで構成されています。



MC : (No.1 年金を受け取るための要件)  
 No.1のカードは、未支給年金を受け取るための要件について説明しています。未支給年金を受け取れる遺族の範囲と優先順位を確認してください。

亡くなった方と生計を同じくしていた3親等内の親族であれば未支給年金を受け取れる遺族の範囲に含まれますが、先順位者や同順位者がいないかどうか注意が必要です。同順位者が2人以上いる場合、そのうち1人が行った請求は全員のためにその全額についてしたものとみなされることを説明してください。

また、住民票や戸籍簿などから、請求者のほかに先順位者や同順位者と思われる遺族が把握された場合には、生計同一関係の実態をより丁寧に確認する必要があります。

未支給年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.2-1 受取り内容**

✔ 亡くなった方が年金を受け取っていた場合

亡くなった方が年金を受け取っていた年金請求で亡くなった時期などにより、受け取れる年金額が異なります。

例1：喪葬月で亡くなった場合

8月	9月	10月
△	△	△
8月20日死亡	10月1日	8月分が未支給

年金額の1ヵ月分のみ支給可

例2：喪葬月で亡くなった場合

8月	9月	10月
△	△	△
9月20日死亡	10月1日	8月分が未支給

年金額の2ヵ月分のみ支給可

年金受給者が亡くなった場合には、市区町村窓口や日本年金機構への死亡届などの提出のほか、**金融機関へのお手続きも必要**となります。

**No.2-2 受取り内容**

✔ 亡くなった方が年金を請求していなかった場合

亡くなった方が年金を請求していなかった場合には、以下の年金を受け取ることができなくなる可能性があります。  
この場合には、未支給年金の請求とあわせて、亡くなった方が年金請求のお手続きを必要とします。

- 1. 喪葬給付年金**  
一定の年金受給料を2年以上納付した方などから請求することができる年金です。 [申請]
- 2. 障害給付年金**  
障害年金に該当しに初診日がある障害・1つが障害で働けなくなったときに受け取ることができる年金です。 [申請]
- 3. 遺族給付年金**  
一定の条件を満たした方が亡くなった場合に、遺族が受け取ることができる年金です。 [申請]
- 4. 障害年金**  
一定の条件を満たした方が死亡した場合、10年以上継続期間（事実上の継続期間を含む）を満たす者が、65歳以上の請求期間で受け取ることができる障害年金給付の年金です。 [申請]



MC：(No.2 受取り内容)

No.2のカードには、亡くなった方が年金を受け取っていた場合に何か月分が未支給年金となるのか具体例を掲載しています。

また、亡くなった方が受給権のある年金を請求していなかった場合には、遺族がその年金を受け取ることができる可能性があります。この場合には、未支給年金の請求とあわせて亡くなった方の年金請求手続きが必要となることを案内してください。

未支給年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.3-1 請求後の流れ**

✔ 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終了すると下記のように各種通知書が送付され、年金を受け取れます。なお、受給条件に該当しなかった場合には「不該当通知書」が送付されます。

受給開始の通知  
年金請求  
「未支給【年金・保険給付】決定通知書」を日本年金機構から送付  
受取り

● 受取り  
年金が送付された後、受取の口座に、通知書が送付されてからお振込みの口座へ送付されます。

受け取る年金額は「未支給【年金・保険給付】決定通知書」で確認できます。

**No.3-2 請求後の流れ**

● 未支給【年金・保険給付】決定通知書





MC：(No.3 請求後の流れ)

No.3のカードには、未支給年金の請求手続き後、年金を受け取るまでの流れが記載されています。「未支給【年金（・保険給付）】決定通知書」にて支給金額が通知されますので、確認するよう案内してください。

未支給年金 Guide ～お手続きガイド解説～

MC : (請求書等記入例)

遺族基礎年金のお手続きガイドと同様に、必要書類の一覧、未支給【年金（・保険給付）】請求書の記入例や添付書類の見本が掲載されています。

請求書を提出する際は、複写になっている年金受給権者死亡届（報告書）も一緒に提出することを説明してください。

未支給年金 Guide ～お手続きガイド解説～

年齢	開始(月)	開始(日)	年齢	開始(月)	開始(日)	年齢	開始(月)	開始(日)
22歳	10月	30日	23歳	10月	30日	24歳	10月	30日
23歳	11月	29日	24歳	11月	29日	25歳	11月	29日
24歳	12月	28日	25歳	12月	28日	26歳	12月	28日
25歳	1月	27日	26歳	1月	27日	27歳	1月	27日
26歳	2月	26日	27歳	2月	26日	28歳	2月	26日
27歳	3月	25日	28歳	3月	25日	29歳	3月	25日
28歳	4月	24日	29歳	4月	24日	30歳	4月	24日
29歳	5月	23日	30歳	5月	23日	31歳	5月	23日
30歳	6月	22日	31歳	6月	22日	32歳	6月	22日
31歳	7月	21日	32歳	7月	21日	33歳	7月	21日
32歳	8月	20日	33歳	8月	20日	34歳	8月	20日
33歳	9月	19日	34歳	9月	19日	35歳	9月	19日
34歳	10月	18日	35歳	10月	18日	36歳	10月	18日
35歳	11月	17日	36歳	11月	17日	37歳	11月	17日
36歳	12月	16日	37歳	12月	16日	38歳	12月	16日
37歳	1月	15日	38歳	1月	15日	39歳	1月	15日
38歳	2月	14日	39歳	2月	14日	40歳	2月	14日
39歳	3月	13日	40歳	3月	13日	41歳	3月	13日
40歳	4月	12日	41歳	4月	12日	42歳	4月	12日
41歳	5月	11日	42歳	5月	11日	43歳	5月	11日
42歳	6月	10日	43歳	6月	10日	44歳	6月	10日
43歳	7月	9日	44歳	7月	9日	45歳	7月	9日
44歳	8月	8日	45歳	8月	8日	46歳	8月	8日
45歳	9月	7日	46歳	9月	7日	47歳	9月	7日
46歳	10月	6日	47歳	10月	6日	48歳	10月	6日
47歳	11月	5日	48歳	11月	5日	49歳	11月	5日
48歳	12月	4日	49歳	12月	4日	50歳	12月	4日
49歳	1月	3日	50歳	1月	3日	51歳	1月	3日
50歳	2月	2日	51歳	2月	2日	52歳	2月	2日
51歳	3月	1日	52歳	3月	1日	53歳	3月	1日
52歳	4月	31日	53歳	4月	31日	54歳	4月	31日
53歳	5月	30日	54歳	5月	30日	55歳	5月	30日
54歳	6月	29日	55歳	6月	29日	56歳	6月	29日
55歳	7月	28日	56歳	7月	28日	57歳	7月	28日
56歳	8月	27日	57歳	8月	27日	58歳	8月	27日
57歳	9月	26日	58歳	9月	26日	59歳	9月	26日
58歳	10月	25日	59歳	10月	25日	60歳	10月	25日
59歳	11月	24日	60歳	11月	24日	61歳	11月	24日
60歳	12月	23日	61歳	12月	23日	62歳	12月	23日
61歳	1月	22日	62歳	1月	22日	63歳	1月	22日
62歳	2月	21日	63歳	2月	21日	64歳	2月	21日
63歳	3月	20日	64歳	3月	20日	65歳	3月	20日
64歳	4月	19日	65歳	4月	19日	66歳	4月	19日
65歳	5月	18日	66歳	5月	18日	67歳	5月	18日
66歳	6月	17日	67歳	6月	17日	68歳	6月	17日
67歳	7月	16日	68歳	7月	16日	69歳	7月	16日
68歳	8月	15日	69歳	8月	15日	70歳	8月	15日
69歳	9月	14日	70歳	9月	14日	71歳	9月	14日
70歳	10月	13日	71歳	10月	13日	72歳	10月	13日
71歳	11月	12日	72歳	11月	12日	73歳	11月	12日
72歳	12月	11日	73歳	12月	11日	74歳	12月	11日
73歳	1月	10日	74歳	1月	10日	75歳	1月	10日
74歳	2月	9日	75歳	2月	9日	76歳	2月	9日
75歳	3月	8日	76歳	3月	8日	77歳	3月	8日
76歳	4月	7日	77歳	4月	7日	78歳	4月	7日
77歳	5月	6日	78歳	5月	6日	79歳	5月	6日
78歳	6月	5日	79歳	6月	5日	80歳	6月	5日
79歳	7月	4日	80歳	7月	4日	81歳	7月	4日
80歳	8月	3日	81歳	8月	3日	82歳	8月	3日
81歳	9月	2日	82歳	9月	2日	83歳	9月	2日
82歳	10月	1日	83歳	10月	1日	84歳	10月	1日
83歳	11月	31日	84歳	11月	31日	85歳	11月	31日
84歳	12月	30日	85歳	12月	30日	86歳	12月	30日
85歳	1月	29日	86歳	1月	29日	87歳	1月	29日
86歳	2月	28日	87歳	2月	28日	88歳	2月	28日
87歳	3月	27日	88歳	3月	27日	89歳	3月	27日
88歳	4月	26日	89歳	4月	26日	90歳	4月	26日
89歳	5月	25日	90歳	5月	25日	91歳	5月	25日
90歳	6月	24日	91歳	6月	24日	92歳	6月	24日
91歳	7月	23日	92歳	7月	23日	93歳	7月	23日
92歳	8月	22日	93歳	8月	22日	94歳	8月	22日
93歳	9月	21日	94歳	9月	21日	95歳	9月	21日
94歳	10月	20日	95歳	10月	20日	96歳	10月	20日
95歳	11月	19日	96歳	11月	19日	97歳	11月	19日
96歳	12月	18日	97歳	12月	18日	98歳	12月	18日
97歳	1月	17日	98歳	1月	17日	99歳	1月	17日
98歳	2月	16日	99歳	2月	16日	100歳	2月	16日

～年金請求窓口のご確認ほか～

年金請求窓口のご確認

お亡くなりになった方が受け取っていた年金の種類によって、年金請求窓口が異なります。

亡くなられた方が受給していた年金の種類	請求窓口
老齢基礎年金	年金事務所
障害基礎年金	当市区町村窓口
遺族基礎年金	当市区町村窓口
寡婦年金	当市区町村窓口

年金のご相談

問い合わせ先	相談時間 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇時～〇時 土日祝：〇時～〇時
街内の年金相談センター	00-0000-0000	平日：〇時～〇時 土日祝：〇時～〇時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日：〇時～〇時 土日祝：〇時～〇時
〇〇市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇時～〇時 土日祝：〇時～〇時

MC :

その他、巻末には、年齢早見表や年金請求窓口の案内などが掲載されています。亡くなった方が老齢基礎年金を受け取っていた場合の請求窓口は年金事務所となります。

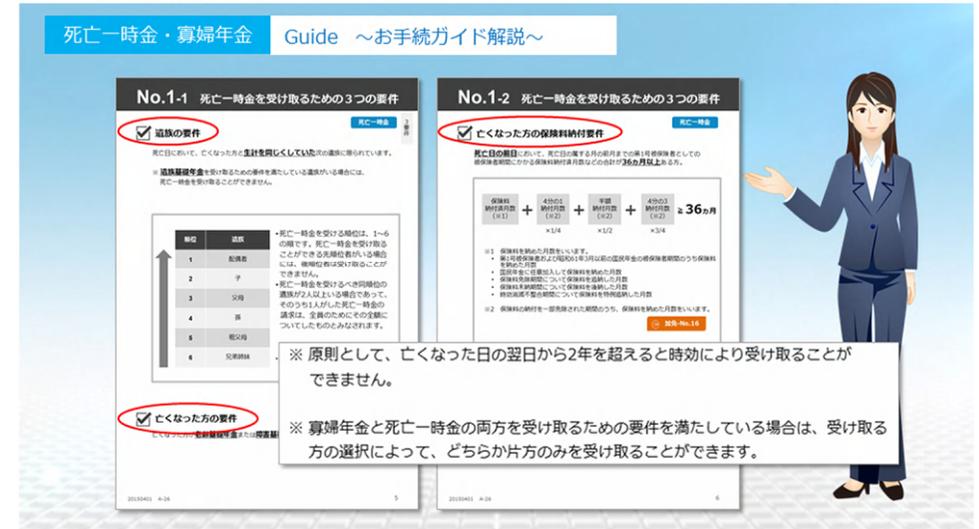


MC :  
未支給年金お手続きガイドの説明はここまでとなります。

それでは最後に、「死亡一時金・寡婦年金 お手続きガイド」について確認していきます。

このお手続きガイドには、死亡一時金、寡婦年金それぞれについて受給要件や手続きに必要な情報が記載されています。どちらの給付の案内であるか各カード右上のアイコンを確認して間違わないようにしてください。

なお、死亡一時金と寡婦年金の両方を受け取るための要件を満たしている場合、どちらか一方を選択して受け取ることになるため、お手続きガイドも1つにまとめられています。



MC : (No.1 死亡一時金を受け取るための3つの要件)  
No.1から No.5までは死亡一時金についてのお手続きカードです。

No.1のお手続きカードは、死亡一時金を受け取るための「遺族の要件」「亡くなった方の要件」および「亡くなった方の保険料納付要件」について説明しています。死亡一時金を受け取れる遺族の優先順位は決まっているため、他に先順位者や同順位者がいないかどうか注意が必要です。

また、原則として、亡くなった日の翌日から2年を超えると時効により受け取ることができませんので注意してください。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.2-1 生計同一関係とは**

生計同一関係の認定要件

1. Aが配偶者または子

① 死亡直前にAが死亡者と生計費上同一世帯に属していたとき  
 ② 死亡直前にAが死亡者と生計費上世帯を異にしていたが、住所が世帯費上同一であったとき  
 ③ 死亡直前にAが死亡者と世帯費上の住所が異なっていたが、2000年1月1日以後に死亡したとき

※ 配偶者、親、子または孫が世帯費上の世帯費を一つにしていないと認められません。

2. 自分が父、母、祖父、祖母

① 死亡直前に自分が死亡者と生計費上同一世帯に属していたとき  
 ② 死亡直前に自分が死亡者と世帯費上世帯を異にしていたが、住所が世帯費上同一であったとき  
 ③ 死亡直前に自分が死亡者と世帯費上の住所が異なっていたが、2000年1月1日以後に死亡したとき

※ 配偶者、親、子または孫が世帯費上の世帯費を一つにしていないと認められません。



MC : (No.2 生計同一関係とは)  
 No.2のカードは、亡くなった方と遺族の生計同一関係の認定要件について説明しています。未支給年金の場合と考え方は同じです。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.3-1 いくら? -死亡一時金の計算-**

保険料を納めた月数	金額
36ヵ月以上180ヵ月未満	120,000円
180ヵ月以上240ヵ月未満	145,000円
240ヵ月以上300ヵ月未満	170,000円
300ヵ月以上360ヵ月未満	220,000円
360ヵ月以上420ヵ月未満	270,000円
420ヵ月以上	320,000円

※ 付加保険料を36ヵ月以上納めていた方は、上記に8,500円が加算されます。

**No.3-2 いくら? -死亡一時金の計算-**

以下の計算式で算定される月数です。

保険料  
 納付月数 (R2)

+

400円  
 納付月数 (R2)

+

手続  
 納付月数 (R2)

+

400円  
 納付月数 (R2)

×1/4      ×1/2      ×3/4

※1 死亡直前にあつて、死亡直前までの期間で保険料を納めた期間について、保険料を納めた月数をいいます。  
 ※2 寡婦年金受給資格要件として認められる死亡直前の遺族年金の納付期間のうち手続が完了した月数  
 ※3 遺族年金に加入して保険料を納めた月数  
 ※4 遺族年金に加入して保険料を納めた月数  
 ※5 保険料を納めた期間について保険料を納めた月数  
 ※6 納付期間が一定期間について保険料を納めた月数

※2 保険料の納付の一部免除された期間のうち、保険料を納めた月数をいいます。

▶ 表No.16



MC : (No.3 いくら? -死亡一時金の計算-)  
 No.3のカードは、亡くなった方が保険料を納めた月数に応じた死亡一時金の額を記載しています。付加保険料を36ヵ月以上納めていた方は、死亡一時金の額に一律8,500円が加算されることも説明してください。

「保険料を納めた月数」の計算方法についても記載されています。保険料の一部を免除された期間は、そのうち保険料を納めた月数に一定の割合をかけて計算します。



死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.6-1 寡婦年金を受け取るための3つの要件**

遺族の要件

**No.6-2 寡婦年金を受け取るための3つの要件**

亡くなった方の要件

寡婦年金を受け取ることのできる間に、老齢厚生年金など他の年金を受け取る権利がある場合は、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取るための要件を満たしている場合は、受け取る方の選択によって、どちらか片方のみを受け取ることができます。

MC : (No.6 寡婦年金を受け取るための3つの要件)  
No.6から No.13は寡婦年金についてのお手続きカードです。

No.6のカードは、寡婦年金を受け取るための要件として、遺族である妻の要件と亡くなった夫の要件について説明しています。事実婚を含む10年以上の婚姻関係があった夫を亡くした妻が来訪した際にこれらの要件を確認してください。

注意点として、寡婦年金を受け取ることができると同時に他の年金を受け取る権利がある場合は、いずれか1つの年金を選択し他の年金給付は支給停止となること、死亡一時金と寡婦年金の両方を受け取る権利がある場合は、いずれか一方の年金を選択し他方は支給されないことなどが記載されていますので、トラブルを防止するためにも必ず説明してください。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.7-1 保険料納付済期間、保険料免除期間**

保険料納付済期間

保険料免除期間

1. 保険料納付済期間

2. 納付済期間

MC : (No.7 保険料納付済期間、保険料免除期間)  
No.7のカードは、寡婦年金の保険料納付要件判定の際に合計される保険料納付済期間と保険料免除期間について説明しています。第2号被保険者期間や第3号被保険者期間は保険料納付済期間に含めませんので注意してください。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.8-1 生計維持・同一関係とは**

妻の生計維持・同一関係の認定要件

妻と夫が、死亡直前において生計を共にし、夫が死亡した時点で、妻が一定の要件を満たしていることが必要です。同時に、**遺族基礎年金の認定要件**も満たす必要があります。

**生計同一要件**  
いすれか

- 死亡直前において妻が夫と世帯を同一世帯に属していたこと
- 死亡直前において妻が夫と世帯を異にし、世帯を離れていたが、世帯の共同生活が継続していたこと
- 死亡直前において妻と夫の世帯が世帯を異にしたが、妻が夫の世帯に引き続き同居していたこと
- 妻が夫の世帯に引き続き同居していたが、妻が夫の世帯を離れて別居していたこと
- 妻が夫の世帯を離れて別居していたが、妻が夫の世帯に引き続き同居していたこと
- 妻が夫の世帯を離れて別居していたが、妻が夫の世帯に引き続き同居していたこと

**かつ**

- 死亡直前において妻の収入（障害年金が認められない場合は、前年までの収入）が世帯の共同生活費であったこと
- 死亡直前において妻の収入（障害年金が認められない場合は、前年までの収入）が世帯の共同生活費であったこと
- 死亡直前において妻の収入（障害年金が認められない場合は、前年までの収入）が世帯の共同生活費であったこと
- 妻が夫の世帯を離れて別居していたが、妻が夫の世帯に引き続き同居していたこと
- 妻が夫の世帯を離れて別居していたが、妻が夫の世帯に引き続き同居していたこと
- 妻が夫の世帯を離れて別居していたが、妻が夫の世帯に引き続き同居していたこと

**収入要件**  
いすれか

- 妻が夫の世帯を離れて別居していたが、妻が夫の世帯に引き続き同居していたこと
- 妻が夫の世帯を離れて別居していたが、妻が夫の世帯に引き続き同居していたこと
- 妻が夫の世帯を離れて別居していたが、妻が夫の世帯に引き続き同居していたこと
- 妻が夫の世帯を離れて別居していたが、妻が夫の世帯に引き続き同居していたこと
- 妻が夫の世帯を離れて別居していたが、妻が夫の世帯に引き続き同居していたこと
- 妻が夫の世帯を離れて別居していたが、妻が夫の世帯に引き続き同居していたこと



MC：(No.8 生計維持・同一関係とは)

No.8のカードは、亡くなった夫と妻の生計維持・同一関係の認定要件について説明しています。遺族基礎年金の生計維持関係の認定要件と考え方は同じです。生計同一要件と収入要件の両方を満たす必要があります。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.9-1 いくら？ - 年金額の計算 -**

妻が受け取れる年金額 (平成27年度の額)

死亡した夫が受け取ることができた老齢基礎年金額 × **4分の3**

死亡した夫が受け取ることができた老齢基礎年金額 (平成27年度の額)

老齢基礎年金額 (月額) = 年額 **780,100円** (月額5,008円)

<死亡した夫の老齢基礎年金の計算式>

平成21年4月以降 (から) の期間

老齢基礎年金 (月額)	5,008円	×	480月	=	2,403,840円
遺族基礎年金 (月額)	4,000円	×	480月	=	1,920,000円
合計					4,323,840円

780,100円 × 480月 (40年) = 374,448,000円

平成21年3月以前 (まで) の期間

老齢基礎年金 (月額)	4,000円	×	360月	=	1,440,000円
遺族基礎年金 (月額)	3,000円	×	360月	=	1,080,000円
合計					2,520,000円

780,100円 × 360月 (30年) = 280,836,000円

**No.9-2 いくら？ - 年金額の計算 -**

注意点

寡婦年金を受け取ることできる間に、老齢厚生年金などの年金を受け取る権利がある場合は、いずれか1つの年金を選択したくなる場合があります。

寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取るための条件を満たしている場合は、受け取る方の選択によって、どちらか一方のみを受け取ることができます。



MC：(No.9いくら？ - 年金額の計算 -)

No.9のカードは、寡婦年金の年金額の計算方法について説明しています。寡婦年金の額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3となります。

老齢厚生年金など他の給付との選択が必要な場合には、年金額を比較して検討するためにこのカードを使用してください。受給開始年齢などによっては、死亡一時金を受け取ったほうが有利な場合もありますので必ず確認するようにしてください。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.10-1** いつからいつまで受け取れる？

いつから受け取れる？

60歳

受取り期間

60歳に達した日

受取り期間

**No.10-2** いつからいつまで受け取れる？

寡婦年金は、亡くなった方の妻の状況の変化により受け取れなくなります。

表の状況

下記の状況のいづれかに該当したときは、その翌月から年金が受け取れなくなります。

- 65歳に達したとき（65歳誕生日の前日）（※）
- 亡くなったとき
- 婚姻（事実上の婚姻関係を含む）をしたとき
- 遺児血縁、直系血縁以外の者の養子となったとき
- 老齢基礎年金の繰上げ請求を行ったとき

（※）昭和25年10月10日生まれの場合、65歳に達したときは平成27年10月9日となります

**No.10-3** いつからいつまで受け取れる？

いつから入金されるか

最初の入金

受取り期間

60歳

受取り期間

MC：(No.10 いつからいつまで受け取れる?)

No.10のカードは、寡婦年金を受け取れる期間について説明しています。寡婦年金は、妻が60歳に達した日の属する月の翌月から受け取れますが、夫が亡くなった日に妻が60歳を超えていた場合には夫が亡くなった日の属する月の翌月からとなります。

また、寡婦年金をいつまで受け取れるかについても記載しています。妻が65歳に達したときなど受給権が消滅する状況について説明してください。

死亡一時金・寡婦年金 Guide ～お手続きガイド解説～

**No.11-1** 死亡の推定と失踪宣告

死亡の推定

失踪宣告

死亡の推定

失踪宣告

**No.11-2** 死亡の推定と失踪宣告

失踪宣告

死亡の推定

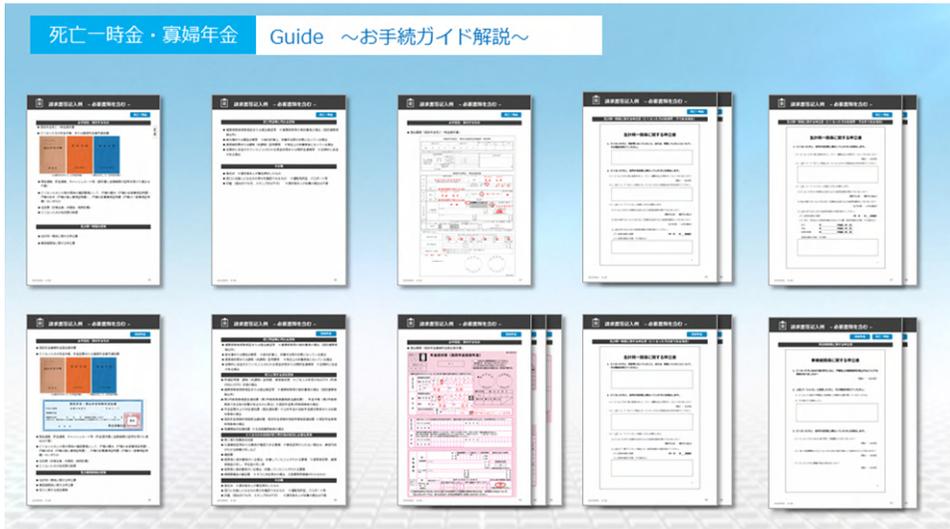
失踪宣告



MC：(No.11 死亡の推定と失踪宣告)

No.11のカードは、死亡の推定と失踪宣告について説明しています。遺族基礎年金や死亡一時金の場合と考え方は同じです。





MC :  
 その他、死亡一時金、寡婦年金それぞれについて必要書類の一覧や請求書記入例、添付書類の見本が掲載されています。



MC :  
 また、年金を請求できる遺族の範囲や年金相談窓口のご案内、年齢早見表なども掲載されていますので必要に応じて参照してください。



MC :

さて、「遺族基礎年金」「未支給年金」「死亡一時金・寡婦年金」の業務支援ツールについてひと通り説明してきました。亡くなった方の遺族が来訪された際には、これらの業務支援ツールの中から必要なツールを適切に選択し、正確でスムーズな案内を行うようにしてください。